参考２

荒川区まちづくりマスタープラン策定委員会設置要綱

令和８年５月１日 制定
８荒防都第２５１号
（副区長決定）

（設置）
第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２の規定に基づく、都市計画に関する基本的な方針（以下「荒川区まちづくりマスタープラン」という。）を策定するため、荒川区まちづくりマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、荒川区まちづくりマスタープランの策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。

（組織）
第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。
（１）　学識経験者
（２）　区議会議員
（３）　区内の関係地域団体の構成員
（４）　区民
（５）　関係行政機関の職員
２　前項４号の区民委員は、一般公募により選任する。

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から荒川区まちづくりマスタープラン策定が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（検討委員会）
第７条　委員会に、具体的事項を調査するため、荒川区まちづくりマスタープラン庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
２　検討委員会の委員は、区職員のうち別表に掲げる職にある者により構成する。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、防災都市づくり部都市計画課において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

別表（第７条関係）

防災都市づくり部	防災都市づくり部長
	都市計画課長
政策企画部	政策企画課長
	企画担当課長
危機管理部	危機管理課長
区民生活部	地域つなぐ課長
地域文化スポーツ部	文化交流推進課長
産業経済部	産業振興課長
環境清掃部	環境課長
福祉部	福祉推進課長
健康部	生活衛生課長
子ども家庭部	子育て支援課長
教育委員会事務局	教育総務課長